

# 第2回

## 京都市会海外行政調査審査会記録

【「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組調査】

平成25年5月8日 開会

京都市会

## 京都市会海外行政調査審査会記録

「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組調査）

○平成25年5月8日（水）

○市会運営委員会室

○出席委員（8名）

会 長 加藤 盛司 議 員  
副 会 長 井坂 博文 議 員  
副 会 長 山本ひろふみ 議 員  
副 会 長 湯浅 光彦 議 員  
委 員 吉井あきら 議 員  
委 員 加藤 あい 議 員  
委 員 佐々木たかし 議 員  
委 員 吉田 眞澄 元教授

○欠席委員

なし

○調査計画提案者

中村 三之助 議員  
安井 つとむ 議員

○審査内容

「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組調査に係る審査

○配布資料

次第  
海外行政調査計画書

○要求資料

なし

○特記事項

なし

会長（加藤盛司）

おはようございます。

ただ今から、「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組に係る調査計画の審査会を開会いたします。

本日は、前回の審査会において、調査計画について一旦持ち帰り精査したいとの意見がありましたので、その意見を踏まえ、改めて審査会を開くことといたします。

お手元に前回の審査会で配布いたしました調査計画書を改めて配布しておきました。

それでは、前回に引き続き御意見、御質問がございましたら、どうぞ。ないですか。では、持ち帰りの湯浅議員。

副会長（湯浅光彦）

ありがとうございます。

一点だけなんですけども、日本にも幾つかそういうセンターがあるということで、吉田先生からも伺いました。

熊本では殺処分についてはできるだけしないというようなこともあったんですけども、内実は、なかなか課題もあるというようなことなんですけども、ちょっと先生にお伺いしますね。やはり殺処分への考え方と、先生がおっしゃってました共生ですね。これをしっかりと、理念も含めて見ていくことの認識に立つということはやっぱり必要なことかなという風に思っておるんですけども、その辺だけ、もう一度確認させてもらえればと思います。

会長（加藤盛司）

吉田委員，どうぞ。

委員（吉田眞澄）

---

[午前9時2分 開会]

端的に言えば、この問題については空気が違うという風に言って良いほど、色々違いがあります。空気が違うというのはどうということかと言えば、ありとあらゆる仕組みというものが違っているということなんです。

それで、京都の場合は、私はほかの地方公共団体、自治体と違うところは、私の認識に間違いがなければ、京都市は市長が人と動物の共生ということをまずうたって、人と動物が共生するまちづくりということを掲げられたわけでございます。その後、動物愛護センター構想というものが出てきて、人と動物の共生というものを考える場合に、この動物愛護センターというものをどのように活用するかということが課題になり、この京都の動物愛護センター、これは仮称ですけども、これは京都市が進める人と動物の共生ということについて、どのような役割を担えるかという非常に大きな課題を持つことになります。この点が、全国のほかのところとはかなり大きく違うところであろうという風に私は思っております。

そのこととの関係で言えば、今回の動物愛護センター、仮称ですけども、これはただ単に動物愛護センターという役割だけでなしに、人と動物の共生というものについて、ここが最も重要な施設として、それをどのように進めるかということを積極的に考え、更に、どのように市民に理解してもらい、市民とお互いに協力し合いながら、この施設を人と動物の共生ということに活用できるかと、これが非常に重要な視点になるわけでございます。この点が、日本のほかの動物愛護センターを見ておきますと、順序が逆でございます、大抵は動物愛護センターというものができ、それを市民にアピールするために、にわかに共生という

ことについて、このセンターが非常に大きな役割を果たすと、こういう言い方をしている、その点で、認識及び施設のありよう、これはハード面、ソフト面、どちらもそうですけれども、それにおいて大いに不足するところがあるという風に私は認識しております。

であればこそ、当初、鳴り物入りで、ここそが日本の動物愛護を引っ張っていくという風に言われていたような施設が、今や批判的になるというような状況が一部に出てきているわけでございます。一部というよりも、かなり多くのところでそういう状況が出てきているわけでありまして。つまり、市民の期待が失望に変わり、その期待が大きかった分、批判が大きいという状況が出てきていると、こう申し上げてよいのでないかと思えます。二の轍、三の轍というものを京都市が踏むということは、何としても避けるべきであろうという考えがあり、そういう視点から、今回の海外の調査というものを見てみますと、非常に良い選択がされているのではないかという風に思っております。

私の経験からすると、私が15年間ほぼ毎年、あるいは年によっては2、3回、海外に出掛けて調査をしてきましたが、そのことを念頭に置けば、今回のスケジュールというのはかなり欲張った、あるいは過密なと、こう申し上げてよいほどで、これをこなされる議員の先生方というのは非常に大変だなという印象は、実は受けますけれども、そういう点を除いては非常によくできたもので、少なくとも、この調査をしっかりとしたら市民の期待に応えられる、ハード面での何かの役割、更に言えばソフト面、そして更に延長したところに京都市が進めつつあるはずの人と動物の共生できるまちづくりという、このことに資するので

ないかという風に思っております。

そういう風に、私として、これを拝見させていただいて感じたところ、そのあたりのところで、お答えになったのではないかと思います。

#### 会長（加藤盛司）

ありがとうございます。ほかに。よろしいですか。

では、公明党さんが持ち帰りということ、今御質問いただいたので、ほぼ、それぞれ前回にも色々と御意見が出た中で、これから調査を実施する必要性について表決を採りたいと思うんですけども、その前に、それぞれ各会派で何か意見表明があれば、それをお聞きして表決をと。単に表決を採るだけじゃなくてと思っているんですけども、もうその必要性がないんやったら、表決だけ。井坂副会長。

#### 副会長（井坂博文）

単に表決だけとなると、実施要領でこの審査会を作った意義も薄まると思いますので、うちの会派で検討した中身と私の意見を含めて表明させていただきませう。

先生の話の聞けば聞くほど、先生のこの動物愛護に対する思い入れと私の現時点で思っている意識の水準の違いというのを、改めて実感をいたします。言い方を変えれば、思い入れの違いというのがかなりあるなということをお前提にして、私の態度表明を言わせていただきたいと思います。

まず、前回も表明させてもらいましたけれども、諸外国、ドイツ、フランス、イギリスの動物愛護に対する国民的な意識、国民性と、日本の持っている国民意識、国民性というのは、かなり違いがあるなと思っています。これはソフトの面、ハードの面を含めて両方ですけども。同時に、法体系

の違いもあると思いました。憲法に位置付けている国もあれば、全く水準のない日本の今の状態ということの違いも、改めて認識をいたしました。これが1つです。

2つ目には、先ほど先生もおっしゃいましたけど、より有意義なものにするためには、今のスケジュール及び何をどう学んでいくのかということの事前の準備と研究ですよね。そういうのに、かなり過密な日程になるのではないかなというのが率直な思いです。

3点目に、人と動物の共生というのを、今度、京都もテーマとして掲げているということでもありますけれども、現時点で私の思いは、確かに高い水準である諸外国の、その人と動物の共生というのを学んでいくのも大事かと思いますが、現時点で日本の国内における国民的な合意、人と動物の共生というのを基本に据えた動物愛護の思想意識、そしてハードの整備ということが、まず急がれるのではないかなという風に思っている次第です。

そういう点で、1つの前提と3つの感じ方をしましたんで、それを基に、今度の海外行政調査に対する態度を後ほど述べさせていただきますという風に思っています。

#### 会長（加藤盛司）

では、ほかに。山本副会長。

#### 副会長（山本ひろふみ）

わが会派の意見として述べておきたいと思えます。

若干重複するところもありますけれども。

ヨーロッパ諸外国を含め、動物愛護に対する考え方というのは、日本の国民性も含め、宗教、文化、歴史等々を含め大分違うと思っています。それはもうよく分かっているんですけども。だからこそ、できないんじ

やなくて、何が違うのかということをしつかりと現地で体感をしていただいて、違うからできないんじゃないじゃなくて、違うからこそ何ができるのかというヒントを、是非この機会に得ていただいて、京都市の市政にかしていただきたい、京都市における人と動物が共生できる社会を実現するために何ができるのかということ、ハードだけじゃなくてソフト面でもしっかりと学んでいただきたいという風に思っております。

そのための、前回もありましたけども、十分な事前勉強も含めて、是非取り組んでいただきたいという風に思っているところでございます。

#### 会長（加藤盛司）

ありがとうございました。

ほかに、この際、御意見をということ。

吉田委員。

#### 委員（吉田真澄）

今、井坂副会長からお話がありましたが、そのことに関連して、少し補充をさせていただきます。

実は、日本の法律というのは今かなり進んできておまして、それ自体は、主としてヨーロッパの法律、あるいは制度というものをかなり意識して、今、何度か改正、これは前回申し上げたと思いますが、1999年、2005年、そして昨年という3度の、動物保護管理法から動物愛護管理法という風に名称変更を伴った変更がされたのが1999年、その後、動物愛護管理法の改正が2005年と2012年に行われたわけですが、その結果、前回申し上げたように、京都市が既にプランを立てている、そのプランは幾つか重要な柱について見直しが求められる状況になっていると、こう申し上げてよいのではないかと思います。

今日、熊本の話が出ておりましたが、殺処分をゼロにしたいという希望は、今までは単なる希望であったわけですがけれども、法律の条文の中に、今度の改正でそのことが明記されております。そのこと一つをとり上げてみても、状況は大分変わってきていると、こう申し上げてよいのではないかと、このように思っております。

更に、そういう事柄を含めて、人と動物の共生ということについては、ヨーロッパの、今回スケジュールの中に入れられているベルリンとロンドンというのは双璧で、日本のメディアが盛んに、犬が一番幸せに暮らせる都市はベルリンだ、あるいはロンドンだというようなことを言っている状況が生まれているというわけです。

そういうあたりのところからすると、先ほど申し上げた、そのまちの空気というのがどこでどう違うんだらうかという、そのことは、実は現地に行ってみなければ分からない。ハード面というのは、写真で見れば、十分そのことに関連する知識を持ち合わせている人であれば、これはこういう理由でこうなったんだというようなことが分かります。しかしながら、申し上げた網の目のごとく絡まっている空気というのは、そこに行かなければ絶対に見えない。私は、そのことについては自分の経験から断言できます。15年ほど前に私は出かけて、非常に大きなショックを受けました。そのとき私が感じたことは、なぜ違うんだらう、どこが違うんだらう、その理由はどこなんだらうというわけでありまして。

日本で言えば、法律はかなり今度の改正によって欧米に近づきました。そう申し上げて良からうと思っております。ある部分、例えば、動物取扱業などについては、法律だけで言えば日本の方がかなり規制が厳しくなっていると、このように風に申し上げて

良いような状況さえ出てきています。

そういう類いのこと一切を含めて、まずは空気を、そしてその空気の違いというのがどこにあるのかという原因を、今回非常にタイトなスケジュールを組まれましたけれども、そういうところできちっとその認識をし、その原因を突き止めるということをやっただけということがもしできれば、少なくとも、この経験というものはいかせ、前回は申し上げたように、規模的に言えば、ヨーロッパの施設等と日本の施設等では全く違いがあります。

日本の中でも、京都が予定しているところと比べれば、岡山県の動物愛護センターは、土地の広さで言えば8倍あります。横浜市、青森県、あるいは新潟県というところも土地の広さ、あるいは施設の広さという点で言えば、京都と比べてより大きい施設を持っていると。

ただ、その施設というものが、果たして、そこが目指す方向との関係で、ベストないしベストに近い、色んなことができているのかどうなのかということになると、ハード面でも、一つ一つ点検していけば、色々と課題はあります。まして、ソフト面ということについて言えば、非常にまだ不十分なところが多い。この部分というものを見るについては、申し上げたように、やっぱり現地に行って調査をするということが非常に大切で、まだまだ見るべき施設は、私はあるという風に思っております。それが、私が15年掛かって今まで得てきた、様々なノウハウにそれがいかされているという風に申し上げて良いと思います。

そういう点で、まだまだ色んなことが言えそうですけれども、現段階で、この施設というものをハード面で将来のソフトというものに結び付けるため、あるいは将来のソフトをいかようにするかということを念

頭に置いても、私は、このコストというものは、決して市民から得た、あるいは市民が原資になっているお金を使うということについて、無駄ではなしに、大いに役に立ち、そのことなしには、京都のこの施設というのは、全国的にも非常に強い興味の対象になっているという風に申し上げてよいと思います。京都市民だけでなしに、ほかの人たちの中に非常に大きなお金を出した人がいる、あるいはその他の施設、ほかの都道府県の人たち、政令指定都市の人たちというものが、京都は一体どういう風になるんだろうということは、かなり関心を持って見ております。そういう類いのことに応えられるのか、応えられないのか。単に京都市という視点からすれば外野的要素がある、そういう人だけでなしに、市民を念頭においても、市民の期待に応えられる非常に有力な手立てになると、こういう風に私は読ませていただきました。以上です。

#### 会長（加藤盛司）

ほかに、よろしいですか。

では、御意見なり、御質問も出尽くしたようですので、今回の調査の実施の必要性についての表決を採りたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、これより表決を採ります。

ただ今の調査計画について調査を実施する必要があると認められる方は挙手を願います。

（挙手多数）

多数であります。

よって、この度提出のあった調査計画に

つきましては、賛成多数をもちまして、本  
審査会として調査を実施する必要性がある  
と判断をいたします。

以上で審査は終了いたします。

委員の皆様方、本日はありがとうございました。  
御苦勞様でした。

[午前9時24分 散会]

会 長 加 藤 盛 司